

新環 8. 6. 2
平成 27 年 12 月 9 日

(有) タナカ興業
代表取締役 田中安彦 様

新城市長 穂積亮次

新城南部企業団地での産業廃棄物処分業に関する質問について

本市では、新城南部企業団地周辺の環境を保全するため、地域の方々と話し合う新城南部企業団地産廃対策会議を設置し、その会議で、貴社の事業に関する不明な点がいくつか出てきました。

これについては、平成26年11月10日付け新環4. 4. 16で新城市環境部長から質問させていただきましたが、まだ、ご回答いただけていないことと、平成27年11月5日に愛知県による産業廃棄物処分業の許可があったことから、改めて、別紙のとおり質問させていただきます。

なお、県担当者の説明によると、許可になった時点での申請書の記載内容と先の質問時点での内容とは、下記のとおり相違点があったことから、それを踏まえた上で、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

また、恐れ入りますが、回答できない場合も含めて、平成27年12月28日までに文書でご回答いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

完熟堆肥となる発酵日数40日→45日

計画処理量120t/日(最大)→127m³/日(最大)

担当(問合せ先)

新城市 環境部 環境課
(新城市クリーンセンター内)

佐々木

電 話 0536-23-7677

ファックス 0536-22-0554

Eメール

kanky@city.shinshiro.lg.jp